

号）第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

<本件連絡先>  
宇治市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

(参考書式:条例第28条3項、施行規程17条) 開示の実施方法等申出書

開示の実施方法等申出書

年 月 日

議 長 宛て

(ふりがな)  
氏名

住所又は居所

〒 ( )

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年宇治市条例第10号)第28条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等  
文書番号:  
日付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )	
(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ( )	
(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )	

3 開示の実施を希望する日  
年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 [ 有: 同封する郵便切手等の額 円 ]  
無

(揭示済)

### 教 育 委 員 会

宇治市立の小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月28日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

#### 宇治市教育委員会規則第1号

宇治市立の小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市立の小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則(昭和56年宇治市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条(見出しを含む。)中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を、ここに公布する。

令和5年3月28日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

#### 宇治市教育委員会規則第2号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(宇治市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 宇治市教育委員会公印規則(昭和50年宇治市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 」を

7	〃	〃	〃 (宇治市広野公民館専用)	宇治市広野公民館長	1
2					

「 」に

7	〃	〃	〃 (宇治市広野公民館専用)	宇治市広野公民館長	1
2					
7	〃	〃	〃 (宇治市大久保青少年センター専用)	宇治市大久保青少年センター館長	1
3					

改める。

(宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 宇治市教育委員会事務委任等に関する規則(昭和57年宇治市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「、大久保青少年センター館長」を削る。

(宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第3条 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和57年宇治市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2教育支援センター教育支援課の部家庭地域支援係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 大久保青少年センターとの事業の調整に関すること。

(宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部改正)

第4条 宇治市大久保青少年センター条例施行規則(昭和62年宇治市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「館長」を「教育長」に改め、同条第2項ただし書中「、教育委員会」を「、教育長」に改める。

第4条第1項中「館長」を「教育長」に改める。

第5条中「を速やかに館長に提出しなければ」を「により速やかに教育長に申請しなければ」に改める。

第8条中「、館長」を「、教育長」に改める。

別記様式第1号中「宇治市大久保青少年センター 館長 殿」

教育委員会教育長宛てに改め、「@」及び「(～年 月 日)」を削り、

「 午前 から 午後 」を「 午前 から 午後 」に改める。

別記様式第2号中「申請者 殿」を「様」に、「宇治市大久保青少年センターを「館長」に改め、「（～年 月 日）」を削り、

「午前 ～時 分 から 午後 ～時 分まで」に改める。

別記様式第3号中「宇治市大久保青少年センターを「宇治市教育委員会教育長宛て」に改め、「@」を削り、

「午前 ～時 分 から 午後 ～時 分まで」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市大久保青少年センター館長に関する規則を、ここに公布する。

令和5年3月28日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

### 宇治市教育委員会規則第3号

宇治市大久保青少年センター館長に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市大久保青少年センター条例（昭和62年宇治市条例第33号）第5条に規定する館長（以下「館長」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 館長は、大久保青少年センターの業務に関し豊かな見識を有すると認められる者のうちから、教育委員会が任用する。

(研修)

第3条 館長は、常にその職務を遂行するために必要な研修に努めなければならない。

(適用)

第4条 この規則に定めるもののほか、館長の勤務条件等については、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）、宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）及び宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宇治市規則第8号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

### 宇治市教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年3月24日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

開会日時 令和5年3月27日 午後6時45分

開会場所 宇治市役所703会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
  - 2 会期について
  - 3 報告
  - 4 宇治市立の小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて
  - 5 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて
  - 6 宇治市大久保青少年センター館長に関する規則を制定するについて
  - 7 市職員を任免するについて
  - 8 専決事項の報告について

(揭示済)

## 監 査 委 員

### 宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年3月23日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和5年2月17日（宇治市監査委員公表第1号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 管財課

監査期間 令和4年10月3日～令和4年11月30日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 市有地貸付料収入状況について 市有地貸付料について調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められた。	市有地貸付料に係る歳入の調定について、速やかに処理するよう関係職員に周知徹底し、令和5年4月1日から事務処理を改めることとした。

(揭示済)

### 宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年3月23日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和4年6月7日（宇治市監査委員公表第11号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 長寿生きがい課

監査期間 令和4年2月1日～令和4年3月18日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 老人保護施設措置費自己負担金収入状況について 滞納者に対し督促状が送付されていない事例がある等、対応の不備が見受けられた。	他市町村や宇治市の生活支援課の債権管理マニュアルを参考に作成をおこなった。

松峯 茂

	滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。	
2	老人園芸ひろば協力金収入状況について  滞納者に対し督促状が送付されていない事例が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	滞納者に対して、納入通知書を送付した。
3	委託料支出状況について  施設の指定管理業務に関する基本協定書において、条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、仕様書に記載された業務内容に見直しの余地が見受けられた。速やかに見直されたい。	指摘事項を改善するため、令和4年4月28日付けで変更協定書を締結し、適正化を図った。

監査対象 健康長寿部 介護保険課

監査期間 令和4年2月1日～令和4年3月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	介護保険料収入状況について  滞納整理マニュアルに準ずるものがあるものの、その内容は不十分であるため、見直しを求める。	滞納整理マニュアルについては、時間をかけて内容を十分に精査して作成をおこなった。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年3月23日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和4年6月7日（宇治市監査委員公表第12号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 長寿生きがい課  
社会福祉法人宇治明星園

監査期間 令和4年2月1日～令和4年3月18日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	指定管理料の算定について  施設の指定管理業務に関する基本協定書において、条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、市と指定管理者の事務区分に不明瞭なものが見受けられた。基本協定書及び仕様書の見直しを求める。	指摘事項を改善するため、令和4年4月28日付けで変更協定書を締結し、適正化を図った。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月27日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

- 教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。
  - 中学校施設使用料収入状況（教育総務課）
  - 複写機使用料収入状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）
  - 報償費支出状況（教育総務課）
  - 需用費支出状況（学校管理課）
  - 図書館資料提供費支出状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）
  - 委託料支出状況（学校管理課）
  - 工事請負費支出状況（学校管理課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育総務課、学校管理課、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年1月4日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年2月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 教育総務課

(1) 中学校施設使用料収入状況について

これまでの定期監査において、使用料に係る事務に関し複数の不備が見受けられたと指摘した点については、今回も不備が見受けられた。適正な事務の執行に向けて、早急に改善されるよう求める。

(2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

2 学校管理課

(1) 需用費支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

3 中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館

(1) 複写機使用料収入状況について

前回の監査と同様、中央図書館において調定及び入金の流れが見受けられた。また、現金保管上の不備も見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

(2) 図書館資料提供費支出状況について

前回の監査と同様、中央図書館において支出負担行為の流れが見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。また、同館において納品図書を検収の流れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(揭示済)

**農 業 委 員 会****宇治市農業委員会公告第3号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第34回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年3月22日

宇治市農業委員会  
会長 吉田 利一

開会日時 令和5年4月5日 13時30分  
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室  
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について  
2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
3 専決事項の報告  
4 その他

(揭示済)

